

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：33914

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06714

研究課題名(和文)近代日本における地方行財政の転換と郡・町村の相互関係

研究課題名(英文)The Mutual relations of and a county, municipalities and switch of the local line finance in modern Japan

研究代表者

中西 啓太(NAKANISHI, Keita)

名古屋商科大学・経済学部・講師

研究者番号：30755484

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、(1)町村を超えた領域における行政と郡について、(2)町村債について、(3)地域社会・地方行財政と企業の関係について、具体例から分析を行った。いずれも学会などにおける報告として具体的な成果となった。これらは、地方制度について、行政の処理や資金調達にあたり、いかに運用したのか、という視角を有するものである。また、以上の研究は、いずれも従来の研究では見落としてきたポイントから分析を行う視角であり、今後研究を進展させていくにあたり重要な土台となるものだと考えることができる。

研究成果の概要(英文)：This research has three points. First, government in inter-towns and villages, and county. Second, local government debt. Third, relationship of local governments and companies. I presented these research results at some conferences. These researchs are based on viewpoint of technical practice of local government system in administrations or local finance. These research results have differnt point of view to preceding studies. So, they will bring steady progress in further research.

研究分野：日本史

キーワード：日本史 近代史 地方行財政 地域社会

1. 研究開始当初の背景

本研究の目的は、近世社会の村落から現代社会の地方自治体へとどのように変化したのか、という問いについて検討を加えることであった。

研究の前提となる先行研究においては、近代日本における地方制度の転換点として、現代への展望から、第一に行政面では、府県と町村の中間に存在した行政機関の郡が廃止された。郡制廃止は明治後期から政治争点として注目されてきた〔三谷太一郎 1995 年など〕が大正末期に実現し、現代と同様に府県・市町村の二層制の地方制度となったこと、第二に財政面では、市町村の大きな負担となってきた義務教育費に対する国からの補助金拡大が、現代の特徴である財政調整制度の萌芽や地域間財政力格差の問題として表出したこと〔金沢史男 2010 年、佐藤健太郎 2014 年など〕に注目し、第一次世界大戦後から昭和初年にかけての時期、いわゆる戦間期の重要性が指摘されてきた。

しかしこれらの研究は戦間期の画期性を強調する反面、先行する明治期の地方行財政を制約性・不完全性という眼で捉える傾向があった。その制約下で財源を模索するなどの地方行財政を運営する各主体の能動性には目が向けられておらず、戦間期の画期性を正確に評価するためには、先行する時期について一面的な理解をしていては不十分ではないかと考え、本研究を展開した。

2. 研究の目的

(1)

郡の状況の変化を分析する。郡制廃止は大きな政治争点となったため、様々な議論が展開され、豊富な研究蓄積を持つが、たとえば既得権益を持つ官僚群と政党との勢力争い、といったような政治的な視角からの分析に偏ってきた。

郡が持つ地方行財政上の役割、意義に注目することで、政治面に注目してきた従来の研究が見落とした要素を拾い上げ、郡が廃止に至る要因を明らかにすることを目指す。

(2)

郡が監督対象とした、町村の状況の変化を、財政面に注目して分析する。監督対象の変化を捉えることができれば、監督側の意義の変化も検討することが可能である。検討すべき町村のあり方とは、特に財政状況の変化である。

従来の研究では、町村の財政は税率や税目などが強い制約下に置かれていた、という制度的な不完全性を指摘するだけで、その中であっても町村が財政窮乏に対応しようとした動きを捉えてこなかった。そこで、地方の史料を分析することで、財政窮乏下における

町村の模索を捉えることを目指す。

3. 研究の方法

(1)各地の文書館などに赴き、一次史料を収集し、分析に活用する。豊富な一次史料の活用に基づくことで、政策論からではなく地方側の能動性に注目した分析を行い、地方の現実から地方行財政の転換を捉える、という先行研究とは異なる方向からの研究が可能となる。

(2)文献を収集し、研究動向を把握する。先行研究を読み込むことにより、論点を整えるとともに、先行研究が明らかにできていないポイントを把握することで、(1)で行う一次史料の分析において、重要な視角がどのようなものかを捉えることにもつながる。

4. 研究成果

査読付き論文の発表には至らなかったものの、その前段階である学会発表は盛んに行うことができた。また、関連領域として、地方行政の具体的なあり方を分析するため、選挙の運営の事例を捉えた論文を発表した。

具体的な研究成果は以下の通りである。

(1)

「2. 研究の目的」(1)に対応して、明治期における郡・郡制の機能について検討した。特に留意した点は、郡が自治単位であったことの意義の検討である。

ここで具体的な事例としたのは、京都府乙訓郡(現在の向日市・大山崎町など)である。分析にあたっては、京都府立総合資料館や向日市立文化資料館が所蔵する一次史料を活用した。

ここで行った工夫は、郡そのものを分析するだけではなく、郡とほぼ領域が重なる全町村組合の機能を分析することで、郡の有した機能を逆照射したことである。

乙訓郡地域は、京都府が郡制を施行し、郡が郡会の審議と予算に基づく行財政運営を行うという自治体としての活動を始める以前から、乙訓郡内全町村が組合を結成し、事務を行ってきた。その来歴は明治初期に社倉を設けて、資金の蓄積を開始したことにさかのぼるが、郡域の変更に合わせて積立資金の分配・解消を行ったことや、後には高等小学校を共同で設立・運営するなど町村を超える領域での様々な事業運営を行う組織へと移行したこと、郡制が施行されたことでいくつかの事業は郡に引き渡し、高等小学校運営へと特化したことなどがあげられる。

この事例を通じ、自治単位としての郡については、地域が既存の組織を改編していくことで、より柔軟に活用し得る代替物が存在したことが明らかにされた。実現するのは大正

期である者の、明治中期には郡制廃止論が高まっていたが、その地方における素地としてはこのような事情が存在したのである。実際に郡制廃止が実現する時期についての分析も、このような地方における様々な動きを踏まえる必要があるだろう。

(2)

「2. 研究の目的」(2)に対応して、従来の研究では全体的な統計値しか検討されてこなかった、町村債を分析した。特に留意した点は、制約の強い財政制度の下に置かれた町村が、できる限りの手段で財源を模索したのではないか、そして、そのための手段として、町村債のうち、内務・大蔵省の許可が必要ない短期借入れが活用されたことに注目して分析を行った。

ここで具体例としたのは、岩手県の町村である。岩手県庁が所蔵する明治期の行政文書には、県内各町村が町村債の借入・償還状況に関して報告を行い、それを記録した台帳類が明治期について残されていた。これを分析することで、従来統計書などによる全体的な数値か、あるいは、あまり取り上げられた事例は無いが個別町村の財政史料から得られる一事例としての数値しか分からなかった町村債について、個別かつ一県単位での全体性のあるデータを得ることができ、その傾向から、当時町村債がどのような活用をされていたのか、その実態を検討することが可能となった。

まず、町村債は内務・大蔵省の厳しい監督下に置かれていたと考えられてきたが、三年以内に償還する場合は許可が要らない「不要許可債」であり、件数ベースで見ると、これが活用した史料で確認できた件数のうち約九割を占めていた。つまり、町村は財源確保のため、内務・大蔵省の監督外で盛んに借入れを行っていたことがわかるのである。

さらに、その活用にも特徴があった。小学校の建築など、従来から町村の費用負担の中でも特に重たかったことが指摘される事項に町村債を活用した事例が最も多く見られたが、それだけではなく、年度末の資金欠乏期に借入を行い、町村税の納期に償還するという、いわば「つなぎ資金」のような活用が見出されたのである。

また、借入先についても、ほとんどは個人からの借入がなされ、高利貸しのようなケースもあれば、町村長などをはじめとする地域の有力者層から無利子で借入を行うケースも見られた。つまり、町村債という制度を運用し、町村の財政運営を地域有力者層の経済力に依存して展開していたことがわかる。

国からもフォローが全くなかったわけではなく、町村の負担が大きかった学校建築に際しては、国から各県へと配分された教育資金が低利で町村に貸し付けられた。これら、町村債を活用した事業運営で、町村のさまざまな財源模索により、教育など各種政策が進

展し、一定のナショナルミニマムを達成した意義は大きいと考えられるが、その反面として、町村は負債を累積させていた。こうした町村の行動が、大正期には国からのより積極的な財政支援を要求する動きの背景であると考えられる。

(3)

「2. 研究の目的」(2)に対応して、町村が財源を模索する一環として想定し得る、課税をはじめとした企業・工場との関係性を分析した。

ここで具体例としたのは、当初東京府南葛飾郡金町村（現在の葛飾区）に、大正初期に埼玉県南埼玉郡潮止村（現在の八潮市）に工場を設置・移転した、金町製瓦株式会社と地域社会・地方行財政との関係性であった。埼玉県立文書館が所蔵する「日本煉瓦製造株式会社文書」を分析に用いた。

特に明治期における日本の経済発展において、地域での活発な企業活動・産業発展が注目されてきたが、その場合、情報伝達や資金調達の局面における優位性に注目が集中してきた。これに対し、地方に所在することによるデメリット面も含めた分析に基づき、地域社会と企業との関係性を分析する必要性を指摘し、煉瓦製造業において必要な原料土調達のための土地購入において、個人との契約ではなく地域共同体との交渉を要したこと、寄付をはじめとするさまざまな支払いが求められたこと、などを指摘した。

(4)

以上の具体的な分析から、今回の研究においては今後の発展の方向性ときっかけをいくつかつかむことができた。

第一に、研究上明確な位置づけがまだなされていない郡について、必ずしも郡に関連した制度から分析を行わなくても考察は可能であり、地域社会にある様々な制度を通じてアプローチすることの有効性である。

第二に、町村が行う財政上の取り組みを捉えることの有効性である。町村債や、企業との関係の結びつき方など、制度史的なアプローチのみでは把握できない動きを捉えることが可能となるのである。

これらはいずれも従来の研究とは異なる視角から、豊富な研究蓄積を有する地方制度史に切り込むことを可能としている。今後の研究の進展の土台を得ることができたと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

中西啓太「明治期における選挙の実施と地方行政・地域社会」『名古屋商科大学論集』

第 61 卷 2 号、2017 年 3 月

〔学会発表〕(計 3 件)

中西啓太「明治中期における全郡町村組合の機能と郡制廃止論の再検討」、近現代史研究会、2016 年 4 月

中西啓太「明治後期町村の資金調達と公的資金」、社会経済史学会全国大会、2016 年 6 月

中西啓太「明治中後期～大正期における企業と地域社会」、経営史学会中部ワークショップ、2016 年 10 月

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中西啓太 (NAKANISHI, Keita)

名古屋商科大学・経済学部・専任講師

研究者番号：30755484

(2) 研究分担者

特に無し

研究者番号：

(3) 連携研究者

特に無し

研究者番号：

(4) 研究協力者

特に無し